

第4章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 河川整備の基本理念

本計画では下記を基本理念とし、流域全体をとらえた上で「川づくり」に取り組めます。

基本理念

清流姫川の貴重な自然・歴史を活かしつつ、災害を教訓とした安全で安心できる川づくりをめざします。

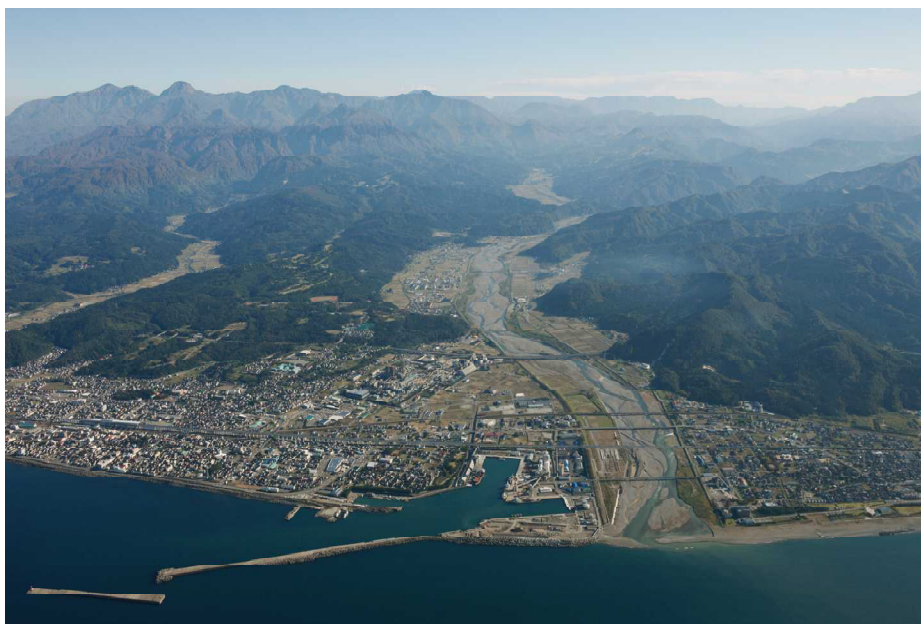


写真 4-1 糸魚川市街地を貫流し、日本海に注ぐ姫川

第2節 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(1) 洪水対策（外水対策）

姫川水系の洪水対策については、過去の水害の発生状況、流域の重要度や河川整備の状況等を総合的に勘案し、姫川水系河川整備基本方針に定めた目標に向けて、上下流の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水氾濫による被害の発生防止又は軽減を図ることを目標とします。

本計画に定める河川整備を実施することで、戦後最大規模の洪水である平成7年7月洪水と同規模の洪水に対して、洪水氾濫による家屋等の浸水被害の防止を図ることが可能となります。

なお、急流河川特有の洪水流の強大なエネルギーに対する堤防の安全を確保するために、堤防及び河岸の侵食対策、河床の洗掘対策等を実施し、侵食等による堤防の決壊の防止を図ります。

(2) 地震・津波対策

地震対策については、堤防等の河川管理施設の耐震性能を照査し、必要に応じた耐震対策を実施し、大規模な地震動が発生した場合においても、河川管理施設として必要な機能を確保することとします。

津波対策については、海岸管理者である新潟県が、施設計画上の津波の設定に向けた検討を実施していることから、この結果を踏まえて姫川における計画津波の水位を設定することとします。

(3) 危機管理対策

計画規模を超える洪水等が発生した場合や整備途上において施設能力を超える洪水等が発生した場合においても、浸水被害の最小化が図られるよう、関係機関と連携して危機管理体制等の整備に努めます。

特に、姫川は急流河川であり、河川の増水や堤防が決壊した場合の氾濫域の拡大が急速であることを踏まえて、ハード・ソフト両面での水防管理体制を充実させ、浸水被害を最小化する「減災」に努めます。

(4) 河道の維持及び総合土砂管理

洪水時に上流から供給される土砂の河道内への堆積状況や河床洗掘等の状況を把握し、適切に河道を維持管理することで河川整備により達成された流下能力を維持するとともに、堤防等の施設の安全性の確保に努めます。

また、上流域の砂防事業と連携を図り、土砂動態を考慮した水源から海岸までの流砂系一貫の視点に立った総合的な土砂管理に取り組むこととし、河川から海岸に供給される土砂の量・質に着目し、海岸の汀線変化状況も含めた流域の土砂動態の把握に努めます。

第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

姫川水系の流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、姫川水系河川整備基本方針に従って、基準地点山本において、概ね $2.0\text{m}^3/\text{s}$ とします。

姫川水系では、現状山本地点において概ね $2.0\text{m}^3/\text{s}$ の正常流量が確保されていることから、引き続き、適正な水利使用及び流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保を図り、河川環境の保全及び河川水の安定した利用が図られるよう努めます。

また、渇水時においては、関係水利使用者等と的確に情報の共有や調整等を図り、渇水による被害の軽減が図られるよう努めます。

なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減します。

第4節 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育・繁殖環境

動植物の生息・生育・繁殖環境については、瀬・淵、礫河原、水際の環境遷移帯など、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる場の保全及び創出に努めます。

また、河道掘削や護岸等の河川整備の実施にあたっては、自然の営みを視野に入れた多自然川づくりを推進するとともに、河川水域の縦断的・横断的な連続性の確保を図り、良好な河川環境が保全及び創出されるよう努めます。

洪水による砂州・みお筋の変動のある礫河床を河川環境基盤とするサケ・アユの産卵床等生物の生息・生育・繁殖環境や礫河原の保全を図ります。

さらに、姫川では、ハリエンジュ等の特定外来種が確認されていることから、関係機関と連携してこれらの外来植物の拡大の防止及び新たな特定外来種の移入の回避に努めます。

(2) 水質

水質については、全ての区間において環境基準値を満足していますが、引き続き、関係機関と連携して啓発等を行い、現在の良い水質の保全を図るとともに、さらに水質の向上が図られるよう努めます。

(3) 景観

景観については、瀬・淵、礫河原等からなる自然景観の保全に努めるとともに、沿川の土地利用等と調和した良好な水辺景観の維持及び形成が図られるよう努めます。

(4) 人と河川の豊かなふれあいの場の確保

人と河川の豊かなふれあいの場の確保については、姫川の河川区域が糸魚川市街部

の貴重なオープンスペースとなっており市民の多様なニーズがあることを踏まえ、引き続き、適正かつ安全で快適な河川敷地の利用がなされるよう努めます。

また、人々が水や自然により一層親しめる場となるよう整備し、活力ある地域づくりに資するよう努めます。

世界ジオパークに認定された「糸魚川ジオパーク」を支援する川づくりを行い、古代から伝わる流域の歴史や特徴的な地質環境を踏まえ、地域の整備計画との連携した河川利用空間の整備に努めるとともに、住民参加型の河川管理を推進します。

なお、人と河川の豊かなふれあいの場の確保にあたっては、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境や良好な河川景観との調和が図られるよう努めます。